



令和 6 年度福岡県



ICT 導入支援事業 を実施します！

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課
介護人材確保対策室
T E L : 092 - 643-3327
E-mail : k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp

事業概要

介護事業所が、介護ソフト及びタブレット端末等を導入する場合に、その経費の4分の3を補助します。

【要件等】※交付要綱第4条抜粋

(1)「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」(以下「ケアプラン標準仕様」という。)の対象となる介護サービス事業所については以下の①及び②を、それ以外のサービス事業所については①を満たす介護ソフトであること。

また、以下の①を満たした上で、以下の③の機能を有するソフトウェアについても補助対象とする。

- ①介護事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務(事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトであること(転記等の業務が発生しないこと)。
- ②「ケアプラン標準仕様」の連携対象となる介護サービス事業所の場合、最新版のケアプラン標準仕様に準拠し、サービス類型に応じて、別表1の CSV ファイルの出力・取込機能を実装した介護ソフトであること。

別表 1				
①居宅サービス計画書				
	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所	
	出力	取込	出力	取込
A 利用者補足情報	○	—	—	○
B-1 居宅サービス計画1表	○	—	—	○
B-2 居宅サービス計画1表_削除(任意)	○	—	—	○
C 居宅サービス計画2表	○	—	—	○
・取込機能は、居宅サービス事業所が作成する個別援助計画、福祉用具サービス計画書等の文書に自動反映されることを想定している。				
②サービス利用票(提供票)				
	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所	
	出力	取込	出力	取込
D 利用者補足情報	○	—	—	○
E 第6表(サービス利用票)予定	○	—	—	○
F 第6表(サービス利用票)予定削除	○	—	—	○
G 第6表実績情報	—	○	○	—
H 第6表実績情報削除	—	○	○	—
I 第7表(サービス利用表別表)	○	—	—	○
・取込機能は、居宅サービス事業所が管理するサービス提供予定情報、居宅介護支援事業所が作成するサービス利用票(提供票)の実績情報が自動反映されることを想定している。				

③以下のいずれかを対象とする。

- ア 「入退院時情報連携標準仕様」を実装したソフトウェア
- イ 「訪問看護計画等標準仕様」を実装したソフトウェア
- ウ 厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を有するソフトウェア

事業概要 (続き)

- (2) 本事業の補助対象となる ICT 機器等は、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であるが、本事業で補助したタブレット端末等に、事業所において独自開発した介護ソフトについて、動作の安定性やサポート体制を確認した上で、インストールして使用しても差し支えない。ただし、本事業の補助を事業所が独自開発する介護ソフト等の開発に充てることは認められない。
- (3) タブレット端末等による音声入力機能等、職員の入力負荷軽減の機能が実装されている介護ソフトを推奨すること。
- (4) 厚生労働省が発行する「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」、「介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き」及び「介護ソフトを選定・導入する際のポイント集」を参考に、ICT を活用した事業所内の業務改善に取り組み、業務改善計画を作成すること。
- (5) 「科学的介護情報システム Long-term care Information system For Evidence;LIFE (ライフ)」による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。
- (6) タブレット端末等を導入する際にあつては、必ず介護ソフトをインストールの上、業務にのみ使用すること(補助目的外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示(シール等による貼付)を行うなど事業所において工夫すること)。
- (7) 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。
- (8) 業務改善計画の作成及び業務改善に係る効果を報告するとともに、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)なお、業務改善計画の作成及び業務改善に係る効果の報告の方法等は別に定める。
- (9) ICT の導入・活用により、業務の改善・効率化が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること(業務改善計画の効果の報告により確認する)。

補助対象者

福岡県内に所在し、介護保険法上の介護サービスを行う施設・事業所

補助対象経費 ※交付要綱第5条別表抜粋

ICT 導入に係る、タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア(標準仕様やLIFE対応のための改修経費も含む。但し、開発の際の開発基盤のみは対象外。)、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、セキュリティ対策、ICT 導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費、ICT の活用に向けたリテラシーの習得に必要な研修等に関する経費